

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	3	担当課	県民生活課
法令名	消費生活協同組合法	根拠条項	40 - 5	許認可等の内容	共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可
消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)					
(総会の議決事項)					
第40条1~4(略)					
5 第26条の3第1項に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
6(略)					
7 共済事業に係る第4項及び第5項の認可並びに貸付事業に係る第4項及び前項の認可については第58条の規定を、これらの事業以外の事業に係る第4項の認可については同条及び第59条の規定を準用する。					
8(略)					
(共済事業規約)					
第26条の3 組合は、共済事業を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。					
2 組合が責任共済又は責任共済の契約によって負う共済責任の再共済(以下「責任共済等」という。)の事業を行おうとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金」とあるのは、「その実施方法、共済契約及び共済掛金」とする。					
(設立認可の申請)					
第57条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。					
2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。					
(設立の認可)					
第58条 行政庁は、前条第1項の申請があつたときは、その組合が第2条第1項各号に掲げる要件を欠く場合、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。					